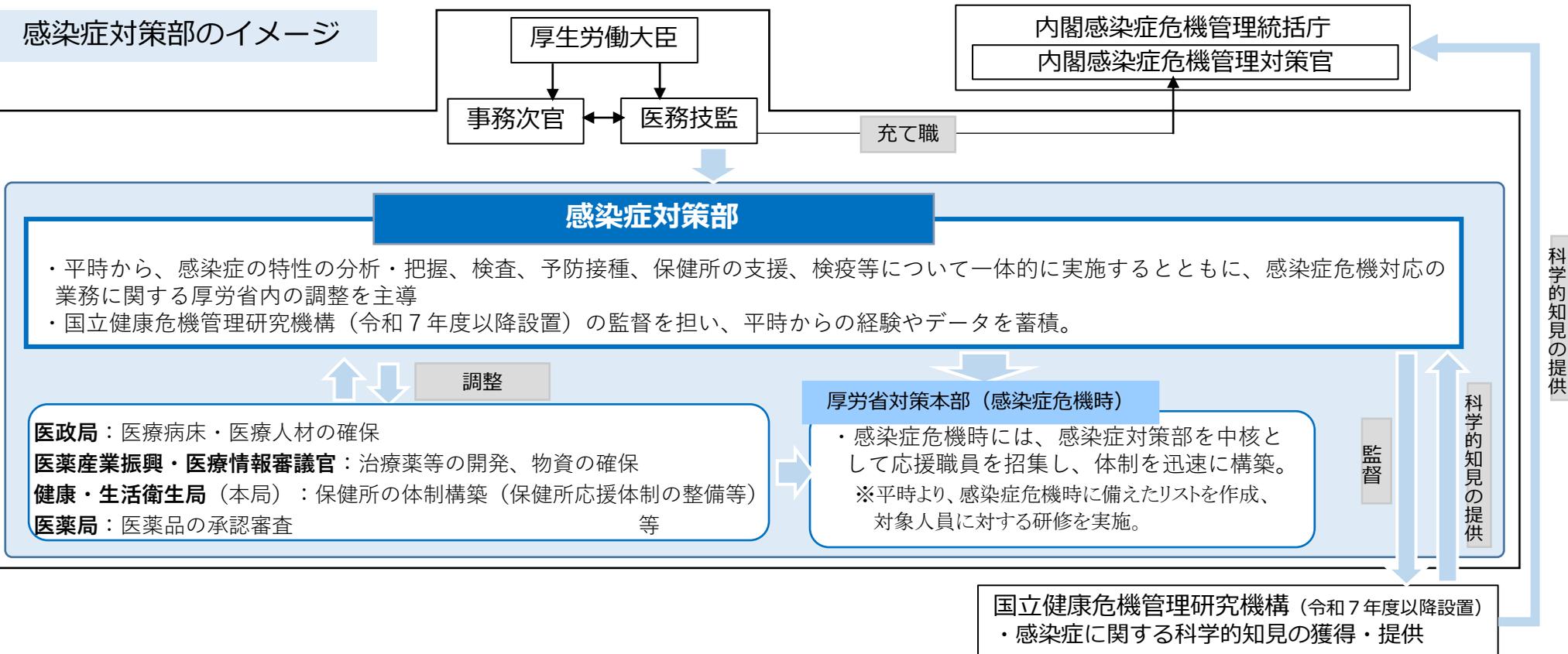


# 「感染症対策部」の概要

- 感染症対応能力を強化するため、**内閣感染症危機管理統括庁の設置と同じく9月1日に、厚生労働省に、感染症対策部を設置**(厚生労働省組織令改正)。
  - ※ 医務技監(内閣感染症危機管理対策官(充て職))の感染症対策の関係部局の統理のもと、感染症対策部長がその指揮・命令の下で感染症対策に関する省内の調整を主導する。
  - ※ 感染症対策部に、「企画・検疫課」、「感染症対策課」、「予防接種課」の3課を設置する。  
(現行の結核感染症課は「感染症対策課」とするとともに、同課に「結核対策推進室」を新設する。)
- 感染症対策部は、平時から、感染症の特性の分析・把握、検査、予防接種、保健所の支援、検疫等について一体的に実施するとともに、感染症危機対応の業務に関する厚労省内の調整を主導。
- 感染症危機時には、感染症対策部を中核として応援職員を招集し、体制を迅速に構築。また、平時からの経験やデータの蓄積に基づく有効な感染症対応を組織的な指示系統のもと実施。

## 感染症対策部のイメージ



# 令和5年度 健康局組織再編（感染症対策部関連）

（ 現 行 ）

（ 令和5年9月1日 ）

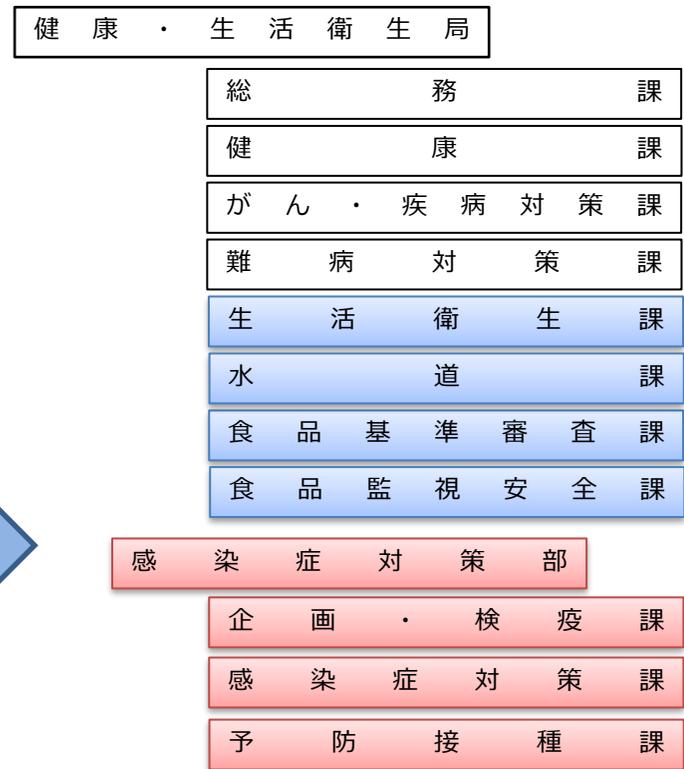
【健康局】



【医薬・生活衛生局】



【健康・生活衛生局】



【医薬局】

